

仕様書

1. 件名

多摩イノベーションエコシステム促進事業に係る企画運営等業務委託

2. 事業の実施目的

多摩を世界有数のイノベーションエリアへ進化させるため、多摩における地域課題等の解決を図るリーディングプロジェクトの実施に向けた支援をはじめとして、イノベーションエコシステムの形成に向けた取組を促進することを目的として本事業を実施する。

3. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 履行場所

多摩イノベーションエコシステム実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する場所

5. 委託内容

以下に定めるもののほか、別紙1「委託内容詳細」のとおりとする。

6. 実行委員会との情報共有等

(1) 実行委員会との連絡窓口の設定

受託者は、本業務委託の期間中、常に実行委員会と円滑な連絡が取れるよう、十分な体制を確保しなければならない。

(2) 調査等への協力

実行委員会が、受託者に対し、委託業務の実施状況に関して調査又は報告を求めた場合には、受託者は協力しなければならない。

(3) 受託業務の理解

受託者は、委託業務の実施に当たっては、その従業員、再委託先の従業員等の関係者に対し、受託業務の内容を十分に理解させ、受託業務が円滑に進むよう、業務全般を適切に管理・運営しなければならない。

(4) 緊急時の対応

委託業務の実施に当たり、不測の事態が生じた場合には、受託者は直ちに実行委員会に状況を報告するとともに、実行委員会の指示に従って対処しなければならない。

7. 企画提案に係る提案書の取扱い

企画提案方式において提案された「企画書」は、本仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部とし、本委託の対象業務に含むものとする。

8. 経費・契約代金の支払

(1) 本契約の履行に係る経費は、本仕様書に特に定めるものを除き、全て契約金額に含む。

(2) 支払は履行完了確認後の一括払いとする。実行委員会は、年度末に、履行状況を確

認した後、適法な請求書の提出があった日から 30 日以内に、契約代金を支払う。

- (3) リーディングプロジェクト支援における PoC 費用支援及び計画策定費用支援、並びにアイデア具現化支援におけるアイデア具現化費用支援として受託者が支払う費用については、受託者から提出された成果報告書等の費用の根拠が明記された書類に基づき、実費のみを支払う。
- (4) 前項の場合において、受託者が支援企業へ支払う費用の合計金額が契約書における経費内訳書記載の合計金額を上回った場合であっても、実行委員会は経費内訳書記載の金額を支払う。

9. 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本業務の主要な部分を除く部分に限り、あらかじめ書面又は電磁的記録により実行委員会の承諾を得た場合にはこの限りではない。
- (2) 受託者は、前項の実行委員会の承諾を得た上で本委託業務の一部を再委託する場合は、受託者と同様に再委託先においても本業務に関係する契約関係書類の内容を遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負うこと。
- (3) 受託者は、実行委員会の承諾の有無にかかわらず、以下のものに再委託をしてはならない。
 - ア 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号)に基づく指名停止期間中の者
 - イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号)第 5 条第 1 項の規定による排除措置期間中の者
- (4) 受託者は、再委託の申出を行う際には、実行委員会に対して当該委託業務に係る履行体制図等を付属資料として提出しなければならない。当該履行体制図等の作成に当たっては、全ての再委託先及び再委託先に行わせる業務について、記載しなければならない。

10. 環境により良い自動車使用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11. その他

(1) 知的財産権等の取扱い

ア 権利の帰属等

受託者が作成した委託業務の成果物に関する所有権及び著作権(著作権法第 27

条及び第 28 条の権利を含む) については、以下イを除き、作成した時点で受託者から実行委員会に無償で移転し、及び実行委員会に帰属するものとする。

また、成果物について、受託者(受託者の従業員及び再委託を行った場合の再委託先を含む。)は著作者人格権に基づく権利行使を行わないものとする。

イ 従来の権利等の取扱い

本委託の成果物において、受託者が従来から有していた権利及び第三者が権利を有するものの著作権、意匠権等の知的財産権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。

ウ 権利処理の保証

委託業務の実施に当たっては、肖像権、知的財産権等について処理済の素材を使用しなければならない。

受託者は、本委託の成果品が第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証し、本委託業務において使用する映像、イラスト、写真、人物その他の資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ実行委員会に通知するとともに、第三者との間で発生した管理の使用等に関する手続、使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うものとする。

エ その他

知的財産権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。

(2) 個人情報の保護

委託業務の実施に当たっては、別紙 2 「個人情報に関する特記仕様」に則ること。

(3) 秘密の保持

受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又はその他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。なお、契約終了後においても同様とする。

(4) 情報セキュリティ

電子情報の取扱いに関しては、別紙 3 「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守するとともに、別紙 4 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準(令和 5 年 4 月 1 日)」を参考とすること。

また、運用に必要なサーバ等機器を調達するとともに、契約期間終了まで適宜情報を追加し、適切に管理すること。

さらに、ウェブサイトのセキュリティ対策のため、EV SSL 証明書を取得すること。

(5) 事業引継ぎ

受託者は、本事業の受託において作成・取得した物(電子データを含む。以下同じ。)及び情報のうち、次年度以降の本事業の運営に必要となるもの一切を次年度の本事業の受託者に引き継ぎ、新たな受託者と十分に引継業務を行って、当該業務に支障を来

すことがないよう対処しなければならない。この際、必ず引継書を作成すること。

実行委員会又は次年度の本事業の受託者が、必要な物及び情報の提供を求めた場合には、本契約の履行完了後も、上記と同様とする。

(6) 疑義の取扱い

本仕様書に疑義が生じた場合は、実行委員会と協議の上、決定するものとする。

12. 担当

多摩イノベーションエコシステム実行委員会事務局（東京都産業労働局商工部内）

電話 03-5320-5982